QA10 避難指示解除準備区域と居住制限区域で可能な活動は何ですか

- (1) 避難指示解除準備区域では、①主要道路における通過交通、②住民の方の一時的な帰宅、③公益を目的とした立入り、④復旧・復興に不可欠な事業、⑤居住者を対象としない事業、⑥営農・営林*、⑦上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入り、⑧その他、復旧・復興に不可欠だと認められる事業、が可能です。
- (2) 居住制限区域では、①主要道路における通過交通、②住民の方の一時的な帰宅、③公益を目的とした立入り、④例外的に認められる復旧・復興に不可欠な事業及び居住者を対象としない事業、⑤上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入り、が可能です。

※:同区域内における営農・営林については、稲の作付け制限等の国の指示を守るととも に、除染の動向などにも留意する必要があります。

内閣府「区域見直し後の区域でできる活動などに関する Q&A (2013 年 3 月公開版)」より作成

出典の公開日:2013年3月

本資料への収録日:2014年3月20日

改訂日: 2015年3月31日